



## 4 阿恵官衙遺跡の本質的価値と構成要素

### 4-1 阿恵官衙遺跡の本質的価値

本史跡は、地方官衙の立地や成立時期、変遷を考えるうえで極めて重要として史跡に指定された。その本質的価値は多様な視点からみて以下の4点に集約できる。

#### ①糟屋評（郡）衙—「糟屋郡」のルーツが文字資料により確認された遺跡

本史跡は、古代の役所の中心的施設である政庁せいちやうと正倉群しょうそうを確認することができる。7世紀後半から8世紀にかけての官衙遺跡かんばんであり、701年の大宝律令施行たいほうりつりやうを前後して、古代の地方行政単位が「評」から「郡」に変わることと、糟屋郡所在ということから、この官衙が糟屋評衙および糟屋郡衙であることが明らかになった。

そして「糟屋」の地名については『日本書紀』継体22年(528)12月条の「糟屋屯倉かすやのみやけ」と、698年に製作された国宝妙心寺梵鐘みょうしんじほんしやう（京都府）の銘「糟屋評造春米連廣國かすやのこおりのみやつこつきしねのむらじひろくに」の二つの著名な史料がある。特に梵鐘銘は、糟屋評の役所の評造名かすやのこおりを示すもので、その人物が執務していた政庁の場所を発掘調査によって特定できたのは、わが国で唯一阿恵官衙遺跡のみであり、その歴史的価値は重要である。また、筑紫国造磐井つくしのくにのみやつこいわいの息子の葛子くずこが献上した「糟屋屯倉つるみづか」の所在地は不明だが、本史跡に隣接する鶴見塚古墳は博多湾沿岸で最大級規模であり、地元には葛子の墓という伝承も残っている。さらに、本史跡の正倉にミヤケの建築技法に系譜がたどれる布堀の建物がある点も注目される。

古代の筑紫においてはミヤケを拠点として評が編成されたと想定され、糟屋屯倉の経営・支配体制を引き継いだものが糟屋評であり、やがて糟屋郡へと改称されることを考えると、本史跡は現在の「糟屋郡」のルーツとも言える遺跡と評価できる。

#### ②官衙の移り変わりを追跡できる遺跡

本史跡の政庁は、半町(約55m)規模の長舎囲いの構造で、飛鳥時代の7世紀第4四半期に成立し、一回の建替えを経て奈良時代の8世紀前半に他所へ移転している。古代の地方行政単位は、701年施行の大宝律令によって評から郡へ変更された。本史跡は糟屋評衙から糟屋郡衙へ移り変わる様相を時代ごとに把握することができる。

また正倉群においても、7世紀後半から順次建てられ、建物の主軸を微高地の方位に合わせたものから、8世紀中頃以降の南北方向のものへ変化する。正倉は政庁移転後も引き続き造営・管理されていたことも明らかになった。このように、古代官衙の主要な施設である政庁と正倉の全体像を把握しながら、評衙として出現してから郡衙に移り変わって移転するまで、その変遷を追うことができる貴重な遺跡である。

### ③官衙の広域ネットワークを構成する遺跡

本史跡は、粕屋平野の中央部、須恵川下流の標高6～8mの微高地上に立地する。史跡の北方を西海道さいかいどうえきろ駅路が通過し、駅路沿いの北東約1kmの地点には夷守ひなもりのうまや駅家の可能性が考えられる内橋坪見遺跡うちはしつぼみが所在する。さらにその先を流れる多々良川左岸には港湾施設とみられる多々良込田遺跡たたらこめだも位置する。この駅路からほぼ直角に分岐する幅約21mの古代道路が正倉の東側を北西から南東方向に通過することも判明した。この古代道路は、大宰府、古代山城の大野城方面へ向かう官道と考えられる。

本史跡の発見により、駅路と古代道路の交差する陸上交通の要衝に官衙が位置するとともに、須恵川の河川交通と博多湾の海上交通が結節するなど、古代交通と官衙の立地環境も明らかになった。これは、大宰府、大野城など、国家が関与した特殊な官衙が所在する福岡平野はもとより、同じ博多湾沿岸の早良平野、糸島平野においても同様の立地環境が認められる。これらのことから、博多湾沿岸を構成する平野ごとの広域的な支配体制をうかがうことができる。

### ④古代の原風景を一望する遺跡

古代道路の東側には、前述した前方後円墳の鶴見塚古墳がある。官衙と100年程の時期差はあるが、糟屋評(郡)衙にいた官人たちが前代の有力者の墳墓として認識していたことは間違いない。

また、本史跡の大部分は大正10年に設置された九大農場内に位置することから、遺構を含めた古代の旧地形が良好な状態で残っている。そのため、官衙が機能していたころに「糟屋評造春米連廣國」が政庁から眺めていたであろう官衙と鶴見塚古墳の姿を一望することが可能である。さらに、頂上に大野城が位置し、その麓に大宰府を擁する四王寺しおうじ山やまを本史跡から望むこともできる。

## 4-2 阿恵官衙遺跡の構成要素

本史跡は、大部分が九大農場の敷地内に位置することから、遺構が良好な状態で保存されており、さらに周囲は市街化の影響を受けることなく古代の原風景を想起させる景観が広がっている。一方で、部分的には本史跡とは関係のない、後世に設置された地域環境を構成する構造物等が同じ地に存在している。そこで、史跡地とその周辺地域に存在する要素を、「史跡の価値を構成する諸要素」と「史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素」に分類し整理する(表 4-2-1)。

### (1) 史跡の価値を構成する諸要素

史跡地内には、古代の役所の施設跡として、7世紀後半から8世紀前半にかけて造営された約55m四方の規模の政庁、税として納められた米を保管する倉庫として設置された正倉がある。また、史跡地外にまたがるが、正倉の東側を通過し、大野城・大宰府方面へ向かう幅約21mの古代道路や、古代道路の東側に位置する鶴見塚古墳、さらに本史跡地内から南方に望むことができる四王寺山は、大宰府の位置を示すものであり、史跡の価値を構成する諸要素である(図 4-2-1)。

### (2) 史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡地内及び史跡地外において存在する、近現代に形成された建物、構造物、植栽等は、官衙遺跡とは関係のない史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素である(図 4-2-2)。

表4-2-1 史跡指定地とその周辺をとりまく要素

	(1)史跡の価値を構成する諸要素		(2)史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素	
指定地内	政庁	A 掘立柱建物 B 柵 C 井戸 D 石敷遺構 E 竪穴建物 F 溝 G 包含層 H 不定形遺構 I 政庁域南側地形落ち	農場跡地	A 水路 B 境界杭 C 看板
	正倉	J 掘立柱建物 K 竪穴建物 L 土坑 M 柵 N 溝(区画溝)	道路	D 防護柵 D 側溝 E 電柱 E カーブミラー F 標識
	古代道路	O 伝路		
指定地外	古代道路	P 伝路 Q 駅路	農場跡地・農地	G 田畑 H 樹木 I 水路
	歴史的景観	R 鶴見塚古墳 S 四王寺山	道路・鉄道	J 防護柵 J カーブミラー J 側溝 J 標識 J 電柱 K 軌道 K 踏切保安装置 L 鉄塔
	自然地形	T 粕屋平野 T 須恵川	住宅地	M 塀 M 防護柵 N 建物 O 植栽 P 阿恵八幡宮

※四王寺山、須恵川は計画対象範囲外であるが、史跡地から望むことのできる歴史的景観または周辺地域を含めた古代の歴史的背景を読み解くための重要な要素であるため、史跡の価値を構成する諸要素に含めることとする。

## 史跡の価値を構成する諸要素

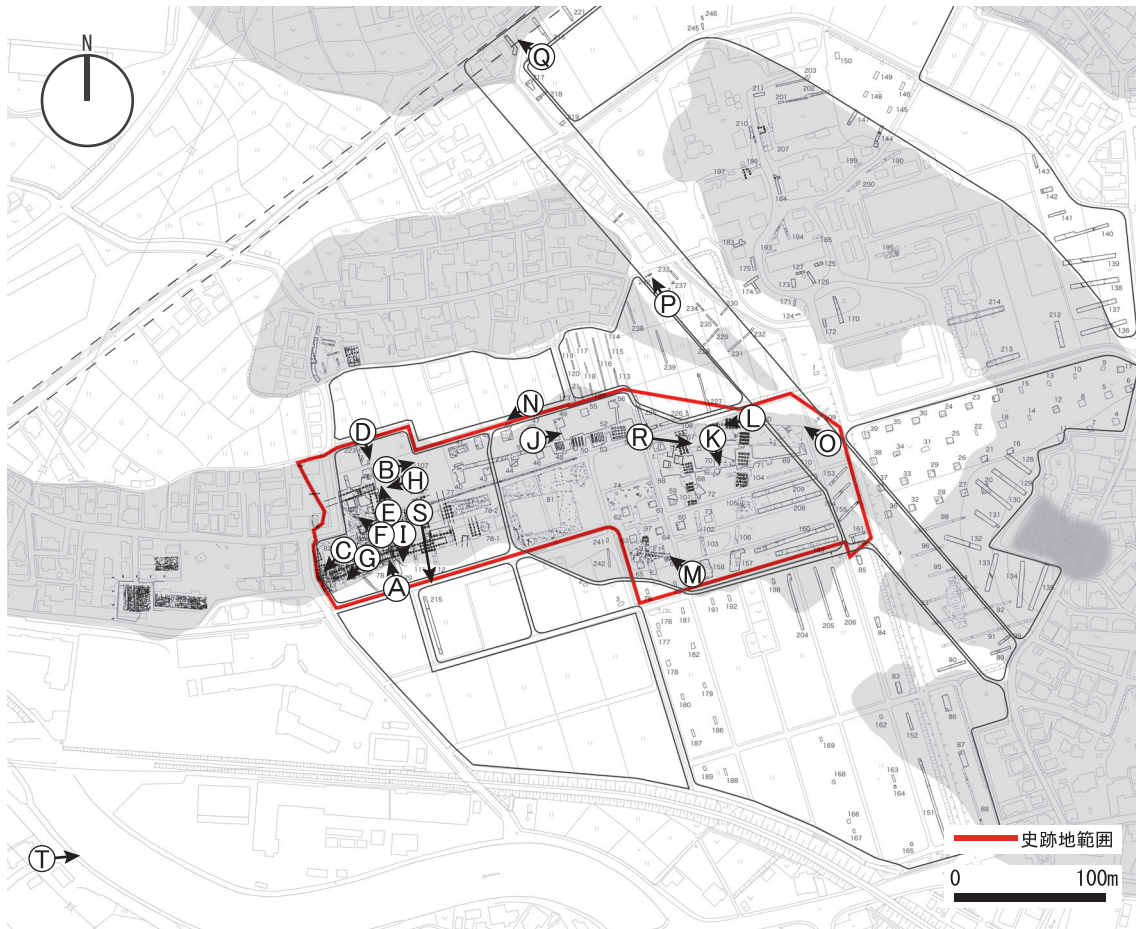


図4-2-1 史跡地周辺構図



A. <政庁>掘立柱建物  
平成26年(2014)6月26日撮影



B. <政庁>柵  
平成28年(2016)11月18日撮影



C. <政庁>井戸  
平成26年(2014)6月19日撮影



D. <政庁>石敷遺構  
平成28年(2016)3月8日撮影



E. <政庁>竪穴建物  
平成26年(2014)6月5日撮影



F. <政庁>溝  
平成26年(2014)6月27日撮影



G. <政庁>包含層  
平成27年(2015)2月4日撮影



H. <政庁>不定形遺構  
平成26年(2014)6月26日撮影



I. <政庁>政庁域南側地形落ち  
平成28年(2016)3月17日撮影



J. <正倉>掘立柱建物  
平成25年(2013)8月21日撮影



K. <正倉>竪穴建物  
平成25年(2013)8月29日撮影



L. <正倉>土坑  
平成26年(2014)10月13日撮影



M. <正倉>柵  
平成26年(2014) 8月7日撮影



N. <正倉>溝(区画溝)  
平成25年(2013) 7月31日撮影



O. <古代道路>伝路  
平成26年(2014) 9月3日撮影



P. <古代道路>伝路  
平成28年(2016) 3月25日撮影



Q. <古代道路>駅路  
平成29年(2017) 8月15日撮影



R. <歴史的景観>正倉域から鶴見塚古墳への眺め  
令和2年(2020)10月14日撮影



S. <歴史的景観>政庁域から四王寺山への眺め  
令和2年(2020)10月14日撮影



T. <自然地形>粕屋平野/須恵川  
令和3年(2021) 8月16日撮影

## 史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素

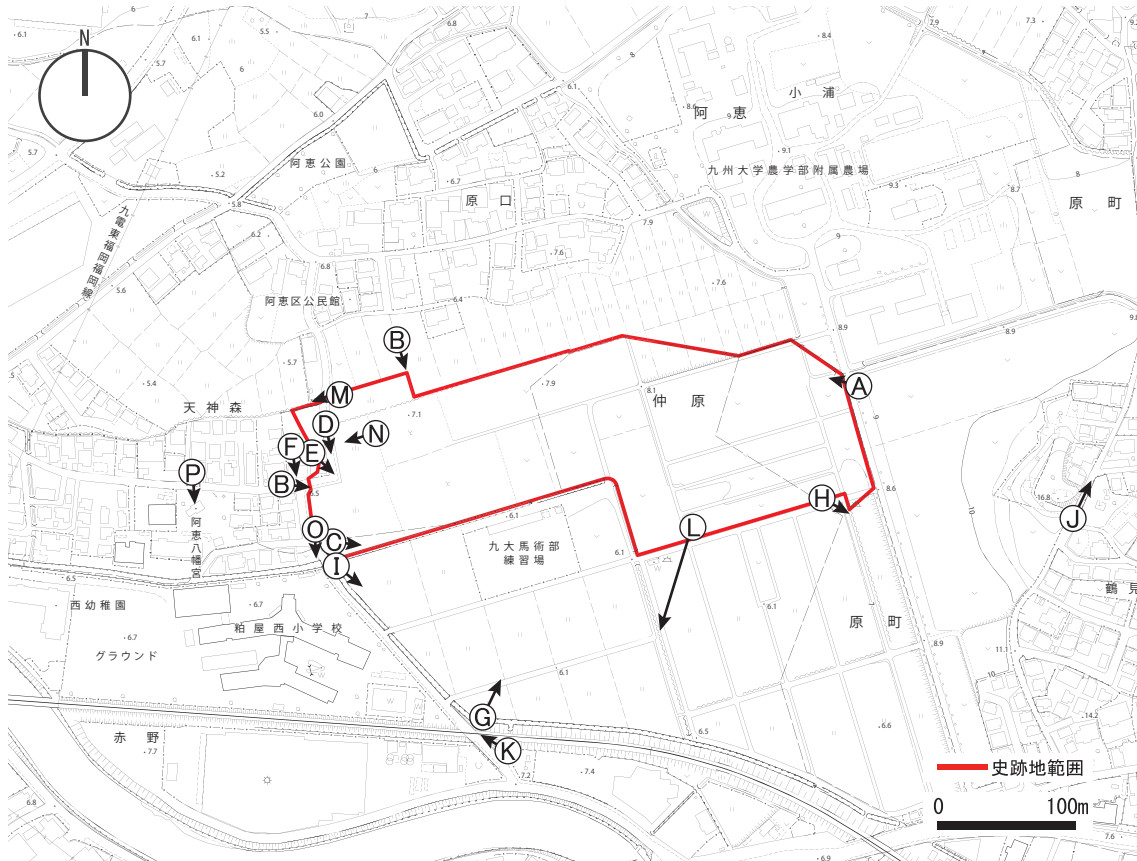


図4-2-2 史跡指定地周辺図



A. <農場跡地>水路  
令和3年(2021)8月16日撮影



B. <農場跡地>境界杭  
令和3年(2021)8月16日撮影



C. <農場跡地>看板  
令和3年(2021)8月16日撮影



D. <道路>防護柵/側溝  
令和2年(2020)9月10日撮影





E. <道路>電柱/カーブミラー  
令和2年(2020)9月10日撮影



F. <道路>標識  
令和3年(2021)8月16日撮影



G. <農地>田畑  
令和2年(2020)7月8日撮影



H. <農場跡地>樹木  
令和2年(2020)9月10日撮影



I. <農地>水路  
令和2年(2020)9月10日撮影



J. <道路>防護柵/カーブミラー/側溝/電柱  
令和2年(2020)7月8日撮影



K. <鉄道>踏切保安装置/軌道/電柱/防護柵/設備箱  
令和2年(2020)7月8日撮影



L. <鉄道>鉄塔  
令和2年(2020)9月10日撮影



M. <住宅地>ブロック塀/防護柵  
令和3年(2021)8月16日撮影



N. <住宅地>建物  
令和2年(2020)11月13日撮影



O. <住宅地>植栽  
令和2年(2020)9月10日撮影



P. <住宅地>阿恵八幡宮  
令和3年(2021)8月16日撮影